

到リテ右ニ項ヲ交渉スルコトハ、シテ、
斯クテ石尾留吉外七名ハ、十九日、
社ニ井上専務ヲ訪問シ、會社ノ回答ハ承認スルコト
(一) 歎願書提出ニ参加セル従業員ニ、対シ差別的待遇
ナサ、ルコト

(二) 工場法ノ適用ヲ受クル従業員ニ、テハ健康保険
合ニ加入セシメ、其他従業員ノ加入セル共済組合
補助額ハ現在一人五十銭ヲ一円ニ増額スルコト
ノ二項ヲ承認セラレタシト提議シ、同専務ハ之ヲ承認
セタルヲ以テ代表者ハ、覺書ノ送付ヲ迫リタルカ、同専
務ヨリ拒絶セラレタルニ依リ、急ニ専務負擔室ニ前二
項ノ解決権限ヲ掲示シ、一般従業員ニテハ、ラシムルコト
ヲ探ルコトニ決定シ、此事解決ヲ告テ午後三時、會社ヲ終リタ

「別記」 會社ノ回答

一、日本交通總聯盟自為會社王支部承認ノ件

回答 承認スヘキ時機ニアラス

二、遊塚新宿間「ラツシニアワー」に車輛増設に關する件

回答 朝夕時ニ於ケル近距離電車ノ混雑ヲ緩和スル為、此ノ上車輛ヲ増設セシムル現
在一分乃至一分三十秒間隔ニ降車ノ狹隘ナル途ニ起、莫ニテハ車輛ノ捌キ付カス
事實上却テ乗客各位ニ御迷惑ヲ重ネサスルノ結果ニ終ルヘキコトハ交通業ニ経路アル
者ニアリルニ、踏易キ若ナリ尤モ會社ハ決シテ之ヲ等閑ニ附スルニアラス、數年前ヨリニカ緩和策
付一文計畫ヲ立テ着々之ヲ發行ニ努メテ、アリ

三、事故の檢査委員設置の件

回答 會社ハ省令ニ基キ制定シタル懲戒規程アリ、之レヲ運用ニ充テ、尤モ公平ニシテ寛嚴其ノ宜
シキヲ得ル採擇甚ノ注意ヲ拂ヒ、ナリ、被懲戒者ト全然利害關係ヲ共通スル者ヲ懲處シテ、参与